

No.	評価項目	様式	審査の視点	配点	配点割合	
■管理運営の基本方針						
[1]	業務を行うにあたっての基本方針	様式9-1-1	<p>【管理運営の基本方針】</p> <p>①中町「道の駅」の設置目的や特性を理解しているか ②利用者の意見の把握及び、サービスへの反映方針が適切であるか ③本施設の集客向上に向けた目標及び戦略が具体的であり、説得力があるか ④施設及び設備の機能を正常に保持するための具体的な考えが述べられているか ⑤本施設だけでなく、奈良市、奈良県全域の魅力創造への貢献への意欲があらわれているか ⑥地域における積極的な雇用創出の考え方が示されているか</p> <p>⑦利用者の平等な利用の確保がなされているか</p>	5	10	10.0%
[2]	管理運営の全体像	様式9-1-2	<p>①開館日、開館時間の設定が意欲的であり、説得力があるか ②利用料金の設定に関する基本的な考え方が適切であるか ③各施設のターゲットや商圏設定の考え方が適切であるか</p>	5		
■管理運営の取組方針						
[3]	開業準備	様式9-2-1	<p>①開業準備に係る初年度の業務計画が、具体的であり、説得力があるか ②農産物・特産品直売所、レストラン及びカフェへの出品・出店者との事前調整、情報発信の方針が具体的であり、説得力があるか</p>	5	5	5.0%
[4]	運営に関する業務	様式9-2-2	<p>①運営業務の目標・基本方針は適切か ②快適に休憩でき、手軽に交通情報・規制情報を入手できる場として効果的な提案がなされているか ③地域住民にも愛される場としての工夫がみられるか</p>	5	14	14.0%
			<p>①施設、設備の利用承認を効率的に行う提案がされているか ②施設、設備の稼働率の向上に向けた効果的な提案がされているか</p>	5		
			<p>【施設案内に関する業務】 ①施設案内に関する業務の実施方針が具体的であり、説得力があるか</p> <p>【観光案内に関する業務】 ①具体的かつ効果的な観光案内の実施に向けた提案があるか ②さらなる多言語対応を充実する取組の提案があるか</p>	2		
[5]	施設の維持管理計画	様式9-2-3	<p>業務仕様書「3施設等の維持管理に関する業務」の各項目に対して、以下の視点で審査する</p> <p>①年間の作業計画が適切であるか ②維持管理業務にかかる基本方針が適切であるか ③各業務の人員配置及び考え方は適切であるか ④施設等の利用者が快適、安全に利用できる為の提案が具体的であり、説得力があるか ⑤県内業者の活用等、地域経済活性化への考え方が意欲的であるか</p>	10	10	10.0%
[6]	自主事業に関する業務	様式9-2-4	<p>業務仕様書「4自主事業に関する業務」の各項目に対して、以下の視点で審査する</p> <p>①自主事業の目標・基本方針は適切か ②「道の駅」としてふさわしい魅力的な提案がなされているか ③施設全体の賑わい創出のための魅力的な提案がなされているか ④運営日、運営時間、提供メニュー、サービス等は適切か ⑤繁忙期・閑散期の対応について具体的な提案がなされているか ⑥セルフレジやキャッシュレス等の導入による利用者の利便性が高い取り組みがなされているか ⑦県内業者の活用等、地域経済活性化のための考え方が示されているか ⑧その他の指定管理業務や県が実施する事業との効果的な連携方策がとられているか ⑨その他独自に魅力的な提案がなされているか</p>	6	20	20.0%
			<p>【農産物・農産加工品の販売】</p> <p>①農産物・農産加工品の販売の方針が具体的であり、説得力があり、地域や施設ならではの希少性の高い商品等の提案がされているか ②県産の新鮮な農産物や農産加工品を安定的に確保し、使用割合を高める提案がされているか ③農産品直売所のブランド力向上と地域活性化に向けた取組み方策が示されているか ④通販等による販路拡大について、積極的に検討してください。 ⑤魅力的なフェアの開催等に向けた方針が具体的であり、説得力があるか</p>	7		

			<p>【レストランの運営】</p> <p>①魅力あるレストランの提案がされているか</p> <p>②県産食材を使ったオリジナル料理の提供方針や、農家と料理人の交流についての提案が具体的であり、説得力があるか</p> <p>③食器や椅子、机等の備品において、県産品(県産の陶器や木工製品等)を使用しているか</p>	7		
[7]	誘客・利用促進	様式9-2-5	<p>業務仕様書「6誘客・促進に関する業務」の各項目に対して、以下の視点で審査する</p> <p>【情報発信業務】</p> <p>①県が実施する企画展、イベント等の積極的な発信に向けた提案がされているか</p> <p>②広報活動の実施に必要なPRなどの効果的な作業方針が示されているか</p> <p>【誘客業務】</p> <p>①旅行会社、鉄道会社、バス会社等へのプロモーション、誘客活動の提案、サイクルステーションの利用促進が具体的であり、説得力があるか</p> <p>【イベントの企画・実施】</p> <p>①誘客力を高める、魅力的なイベントの提案がされているか</p>	2	5	5.0%
				1		
				2		
■業務執行体制等						
[8]	業務執行体制等	様式9-3-1	<p>①必要な従業員数が配置されているか</p> <p>②各業務の責任者が明確であり、責任を持って業務を遂行することができるか</p> <p>③研修計画及び職員の育成計画が示されているか</p> <p>④総括責任者の業務実績は十分か</p>	10	10	10.0%
[9]	その他、業務を遂行するうえでの体制	様式9-3-2	<p>①災害時、緊急時等の体制が適切であるか</p> <p>②トラブルや苦情処理に向けた体制が適切であるか</p> <p>③個人情報保護、環境配慮への取組体制が適切であるか</p>			
■応募法人等の能力						
[10]	応募法人等の能力	指定申請書類のうち・類似施設の管理運営実績 ・財務状況表 ・事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書その他法人等の事業及び財務の状況を明らかにすることができる書類(直近の3年度分) ・今年度の事業計画書及び収支予算書 ・グループ協定書の写し	<p>①豊富で良好な物販・飲食機能(道の駅施設等)の運営及び維持管理実績を有しているか</p> <p>②豊富で良好な指定管理者としての実績を有しているか</p> <p>③地域経済への貢献に寄与しているか</p>	5	10	10.0%
[11]	財務状況		<p>・過去3年間の決算状況、経営状況はどうか</p> <p>・資金計画等確実な財政基盤があるか</p> <p>・財務状況が健全であり、事業継続性があるか</p>	5		
■収支計画						
[12]	収支計画	様式9-4-1 様式9-4-2	<p>【収入の想定妥当性】</p> <p>①利用料や直売所・レストラン等の収入の見込みは適切であるか</p> <p>②収入増に向けた取り組みが提案されているか</p> <p>【支出の想定妥当性】</p> <p>①積算の基本的な考え方(人件費単価を含む)が示されており適正であるか</p> <p>②コスト削減の考え方がしめされており、妥当であるか</p> <p>③サービス水準を低下させないための工夫が示されているか</p> <p>④収支計画は妥当なもので、継続した事業運営が可能か</p> <p>⑤安定的な事業計画となっているか</p>	2	5	10.0%
[13]	提案価格	様式9-4-1(提案価格部分)	価格点=5×(1-当該提案価格/指定期間の委託料上限額)	5	5	
■奈良県公契約条例への適合						
[14]	障害者の雇用状況	障害者雇用状況報告書直近報告分の写しまたは様式第14号	<p>・障害者雇用状況</p> <p>【法定事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較】</p> <p>雇用率が3.5%以上の場合は2点</p> <p>不足人数なしの場合は1点</p> <p>不足人数ありの場合は0点</p> <p>【その他の事業者(常用雇用労働者43.5人未満)の場合、障害者雇用の有無】</p> <p>障害者の雇用がある場合は2点</p> <p>障害者の雇用がない場合は0点</p> <p>【グループで応募する場合】</p> <p>グループの障害者雇用率=(各構成員の雇用する障害者数の合計/構成員の従業員数の合計)</p> <p>3.5%以上の場合は2点</p> <p>2.3%以上3.5%未満の場合は1点</p> <p>2.3%未満の場合は0点</p>	2	6	6.0%
[15]	奈良県社員・シャイン職場づくり	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し	<p>・「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録</p> <p>登録がある場合2点</p> <p>登録がない場合0点</p> <p>※グループで応募する場合、構成員のうち1者以上に該当があれば良いものとします。</p>	2		
[16]	保護観察対象者等雇用	様式第15号	<p>・保護観察対象者等雇用状況</p> <p>【協力雇用主登録(下記項目に該当する場合は重複しての加点はなし)】</p> <p>ある場合0.2点</p> <p>ない場合0点</p> <p>【更生保護法第48条の保護観察中のもの、又は同法第85条の更生緊急保護中の者の雇用】</p> <p>ある場合2点</p> <p>ない場合0点</p> <p>※グループで応募する場合、構成員のうち1者以上に該当があれば良いものとします。</p>	2		
[17]	公契約条例違反の有無	-	<p>・公契約条例違反による過料又は入札参加資格停止措置があるか</p> <p>※過去3年間(令和元年5月18日から令和4年5月17日までの間)に公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置を受けたことがある場合、その回数×2点を減額する。なお、グループで応募する場合は、各構成員の回数を合計して計算する。ただし、減額の上限は6点までとします。</p>	最大▲6点		-
計					100	点